

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年11月11日京都市条例第18号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市宝が池公園運動施設について、新たに夜間照明設備を設置することに伴い、供用時間を延長し、夜間区分の利用料金の上限額を定めるとともに、全日区分の利用料金の上限額を変更しようとするために、次のとおり京都市宝が池公園運動施設条例を改正することとしました。

1 供用時間の延長

改正前			改正後		
区	分	供用時間	区	分	供用時間
球技場	全面利用	午前9時から午後5時まで	球技場	全面利用	午前9時から <u>午後9時まで</u>
	特定部分利用	午前8時から午後7時までの間において、市長が定める。		特定部分利用	午前8時から <u>午後9時までの間</u> において、市長が定める。

2 利用料金の上限額の改定

区 分				利 用 料 金							
				改正前				改正後			
				午前	午後	全日	午前	午後	夜間	全日	
				午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
			円	円	円	円	円	円	円	円	
球技場	アマチユーススポーツ	入場料を徴収しない場合	休日等	28,800	38,050	66,850	28,800	38,050	<u>38,050</u>	<u>104,900</u>	
			その他の日	21,600	28,800	50,400	21,600	28,800	<u>28,800</u>	<u>79,200</u>	
		入場料を徴収する場合	休日等	36,000	47,310	83,310	36,000	47,310	<u>47,310</u>	<u>130,620</u>	
			その他の日	26,740	37,020	63,760	26,740	37,020	<u>37,020</u>	<u>100,780</u>	
	その他	入場料を徴収しない場合	休日等	86,400	113,140	199,540	86,400	113,140	<u>113,140</u>	<u>312,680</u>	
			その他の日	64,800	87,420	152,220	64,800	87,420	<u>87,420</u>	<u>239,640</u>	
		入場料を徴収する場合	休日等	109,020	142,970	251,990	109,020	142,970	<u>142,970</u>	<u>394,960</u>	
			その他の日	83,310	109,020	192,330	83,310	109,020	<u>109,020</u>	<u>301,350</u>	

この条例は、公布の日から施行します。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第18号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち京都市宝が池公園運動施設条例別表第1備考以外の部分の改正規定中「別表第1備考以外の部分中」の右に「「午後5時」を「午後9時」に、「午後7時」を「午後9時」に、」を加える。

第2条のうち京都市宝が池公園運動施設条例別表第2球技場の項の次に3項を加える改正規定を次のように改める。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分			利 用 料 金							
			午 前		午 後		夜 間		全 日	
			ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ
球 技 場	アマ チュ アス ポ ー ツ	入場料 を徴収 しない 場合	円 28,800	円 21,600	円 38,050	円 28,800	円 38,050	円 28,800	円 104,900	円 79,200
		入場料 を徴収 する場 合	36,000	26,740	47,310	37,020	47,310	37,020	130,620	100,780
	そ の 他	入場料 を徴収 しない 場合	86,400	64,800	113,140	87,420	113,140	87,420	312,680	239,640
		入場料 を徴収 する場 合	109,020	83,310	142,970	109,020	142,970	109,020	394,960	301,350
テニスコート (1面1 時間につき)									2,050	1,640

フットサルコート (1 時間につき)							6,170	4,110
会議室 (1時間につき)	510							
付 属 設 備	別に定める。							

第2条のうち京都市宝が池公園運動施設条例別表第2備考1の改正規定中「午前9時から正午まで」を「午前8時（球技場にあつては、午前9時）から正午まで」に改め、「午後1時から午後5時までを」の右に「、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを」を加え」に改め、「午後5時まで」を「午前8時」の右に「（球技場にあつては、午前9時）」を加え、「（球技場にあつては、午前9時から午後5時まで）」を削る。

第2条のうち京都市宝が池公園運動施設条例別表第2備考の改正規定の次に次のように加える。

別表第3備考以外の部分中「午後」を削り、同表備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附則第1項中「次項」の右に「（球技場に関する部分を除く。）」を、「平成26年4月1日から」の右に「、「次項（球技場に関する部分に限る。）の規定は平成27年1月1日から」を加える。

附則第2項中「〔運動施設〕という。）の」の右に「球技場,」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)